

焼津市の農業の振興に関する計画（27号計画）の定期的な検証について

1 農業の振興に関する計画とは

- ✓農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の施行規則第4条の4第1項27号に基づく計画（通称：27号計画）で、市の農業振興策として農業振興地域整備計画を補完する計画です。
- ✓農振法では、農用地指定(青地)された農用地を除外する場合の要件の一つとして、「土地改良事業等完了後8年を経過しているものである」ことを規定しており、市内の農業振興地域内の青地の殆どは、国営大井川かんがい排水事業(H11～H28)の対象地となっているため、基本的に除外は認められていません。
- ✓ただし、例外的に8年未経過であっても公共性の高い事業については除外が可能となります。27号計画は市の農業振興策として定めた計画で、公共性が高い事業として認められており、「農業の振興を図るために必要なもの」として当該計画に定められる施設に限って、除外が可能となります。

2 定期的な検証について

- ✓27号計画に定められる施設は、地域の特性に応じた総合的な農業の振興に必要なものであるかについて、定期的な検証をすることとされており、客観性を確保するために焼津市農業総合支援協議会の意見を聴き、検証の結果を市ホームページで公表するものです。
- ✓下の一覧にある施設の達成状況については、毎年農業委員会が行う調査により耕作面積を把握することで確認しています。

<今回検証の対象となる施設の一覧>

No.	施設の種類	施設の位置	地目	面積 (㎡) (うち農用地区域内)	農地転用の時期	定期的な検証の方法	達成状況	協議会意見
1	農家住宅	中新田字藤藪北	田、畑	999 (999)	平成24年2月	施設設置者が耕作する、農業振興地域内の耕作面積 82aの農地の保全状況を検証	適	特になし
2	農家住宅	三和字上小田	田	991 (991)	平成23年12月	施設設置者が耕作する、農業振興地域内の耕作面積 48aの農地の保全状況を検証	適	特になし
3	農家の分家住宅	三和字上小田	田	360 (360)	平成23年12月	施設設置者が耕作補助を行う、農業振興地域内の耕作面積 48aの農地の保全状況を検証	適	特になし
4	農家の分家住宅	宗高字中島	田	300 (255)	平成23年8月	施設設置者が耕作補助を行う、農業振興地域内の耕作面積 64aの農地の保全状況を検証	適	特になし
5	農家の分家住宅	下江留字中6	田	299 (299)	平成24年1月	施設設置者が耕作補助を行う、農業振興地域内の耕作面積 8aの農地の保全状況を検証	適	特になし
6	農家の分家住宅	上新田字西	畑	300 (59)	平成23年8月	施設設置者が耕作補助を行う、農業振興地域内の耕作面積 83aの農地の保全状況を検証	適	特になし
7	農家の分家住宅	上新田字西	畑	300 (300)	平成23年7月	施設設置者が耕作補助を行う、農業振興地域内の耕作面積 83aの農地の保全状況を検証	適	特になし
8	農家の分家住宅	上泉字中	畑	299 (299)	平成23年9月	施設設置者が耕作補助を行う、農業振興地域内の耕作面積 56aの農地の保全	適	特になし
9	農家の分家住宅	上泉字東	畑	300 (300)	平成23年8月	施設設置者が耕作補助を行う、農業振興地域内の耕作面積 87aの農地の保全状況を検証	適	特になし
10	農家の分家住宅	三和字上小田	田	299 (299)	平成24年10月	施設設置者が耕作補助を行う、農業振興地域内の耕作面積 35aの農地の保全状況を検証	適	特になし
11	農家の分家住宅	中新田字道灌島	田	299 (299)	平成25年7月	施設設置者が耕作補助を行う、農業振興地域内の耕作面積 68aの農地の保全状況を検証	適	特になし
12	農家住宅	上新田字北	田	836 (836)	平成25年7月	施設設置者が耕作する、農業振興地域内の耕作面積 19aの農地の保全状況を検証	適	特になし
13	農家住宅	上新田字北	田	1141 (1141)	平成25年7月	施設設置者が耕作する、農業振興地域内の耕作面積 33aの農地の保全状況を検証	適	特になし
14	農家の分家住宅	上新田字北	田	357 (357)	平成25年7月	施設設置者が耕作補助を行う、農業振興地域内の耕作面積 14aの農地の保全状況を検証	適	特になし